

# 宮古市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

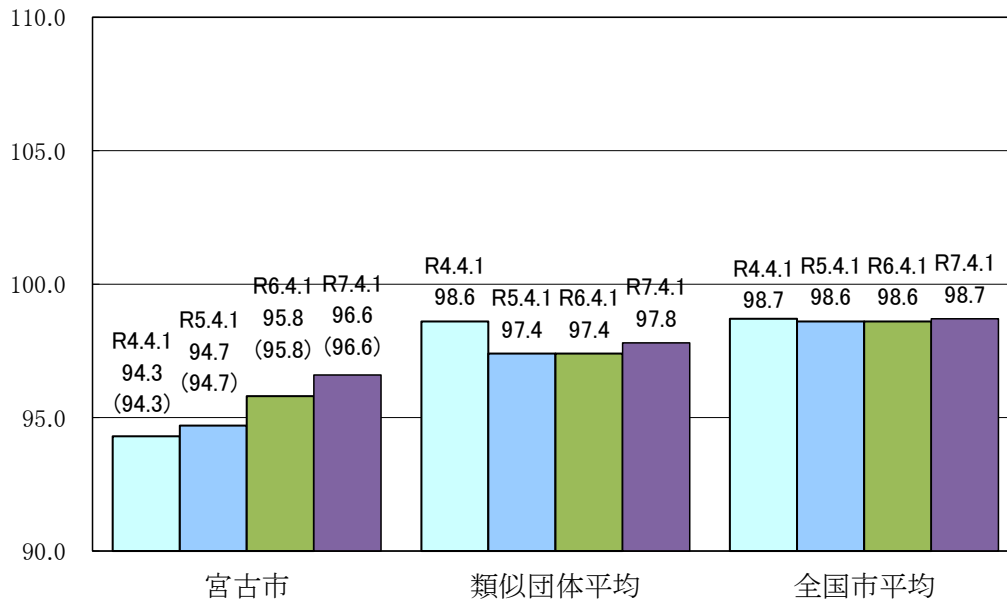
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
R6年度	45,632	38,084,137	1,065,184	6,054,518	15.9	16.1

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
R6年度	526	2,009,664	406,216	810,600	3,226,480	6,134	6,072

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。）  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 ※宮古市の類似団体区分の類型は、令和5年4月1日から変更となりました。  
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

①4月1日に遡及して給与改定をしたため

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	3.62 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。  
(注) 宮古市は、人事委員会を設置していない団体であるため、未記載。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	4.65 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。  
(注) 宮古市は、人事委員会を設置していない団体であるため、未記載。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日  
  
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

(支給割合)  
級地は非該当であるが、医師及び歯科医師は国準拠で16%  
(実施時期)  
医師及び歯科医師は国準拠

③その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。  
(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

- 平成17年6月6日、1市1町1村の新設合併（宮古市、田老町、新里村）
- 平成22年1月1日、川井村を編入合併

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮古市	43.8 歳	330,585 円	403,044 円	350,844 円
岩手県	42.4 歳	331,300 円	399,404 円	360,341 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円	- 円
類似団体	42.3 歳	325,047 円	385,324 円	355,048 円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
宮古市	53.7 歳	54 人	300,785 円	323,248 円	309,280 円	-	-	-	-
うち 清掃職員	- 歳	0 人	0 円	0 円	0 円	廃棄物処理 業従業員	48.0 歳	320,600 円	0.00
うち 用務員	53.1 歳	15 人	311,127 円	331,055 円	322,140 円	用務員	48.0 歳	219,600 円	1.51
うち 自動車運転手	52.9 歳	20 人	293,995 円	324,559 円	303,570 円	自動車 運転手	48.4 歳	259,200 円	1.25
うち その他	54.9 歳	19 人	299,768 円	315,703 円	305,137 円	-	-	-	-
岩手県	51.4 歳	217 人	303,400 円	333,526 円	319,553 円	-	-	-	-
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	337,907 円	- 円	-	-	-	-
類似団体	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	53.3 歳	337,304 円	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
宮古市	5,261,745 円	-	-
うち 清掃職員	0 円	4,457,900 円	0.00
うち 用務員	5,466,108 円	2,993,400 円	1.83
うち 自動車運転手	5,277,080 円	3,843,100 円	1.37
うち その他	5,096,960 円	-	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和4年～令和6年の3ヶ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		宮古市	岩手県	国
一般行政職	大学卒	215,100 円	227,300 円	220,000 円
	高校卒	189,300 円	195,800 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	193,800 円	193,800 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

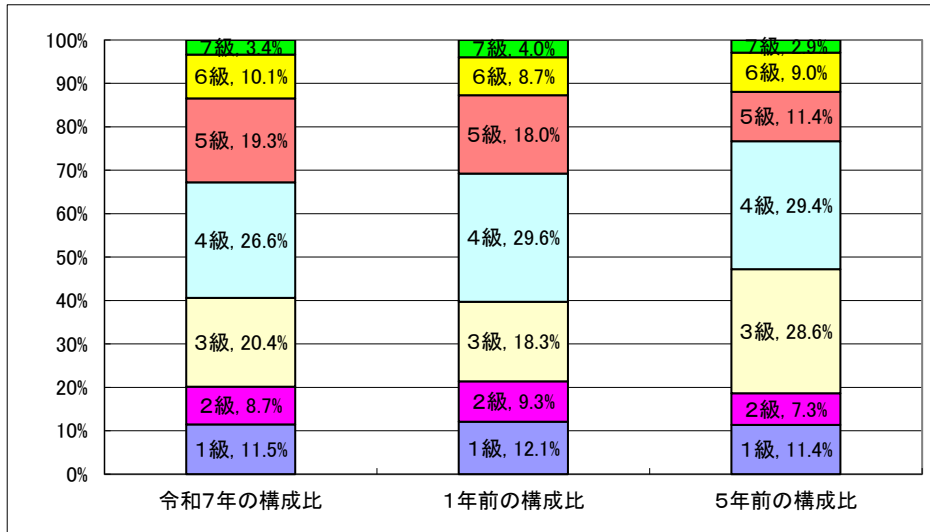
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	276,100 円	341,000 円	378,640 円	382,160 円
	高校卒	243,033 円	300,260 円	347,180 円	376,317 円
技能労務職	高校卒	241,000 円	- 円	290,100 円	314,580 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

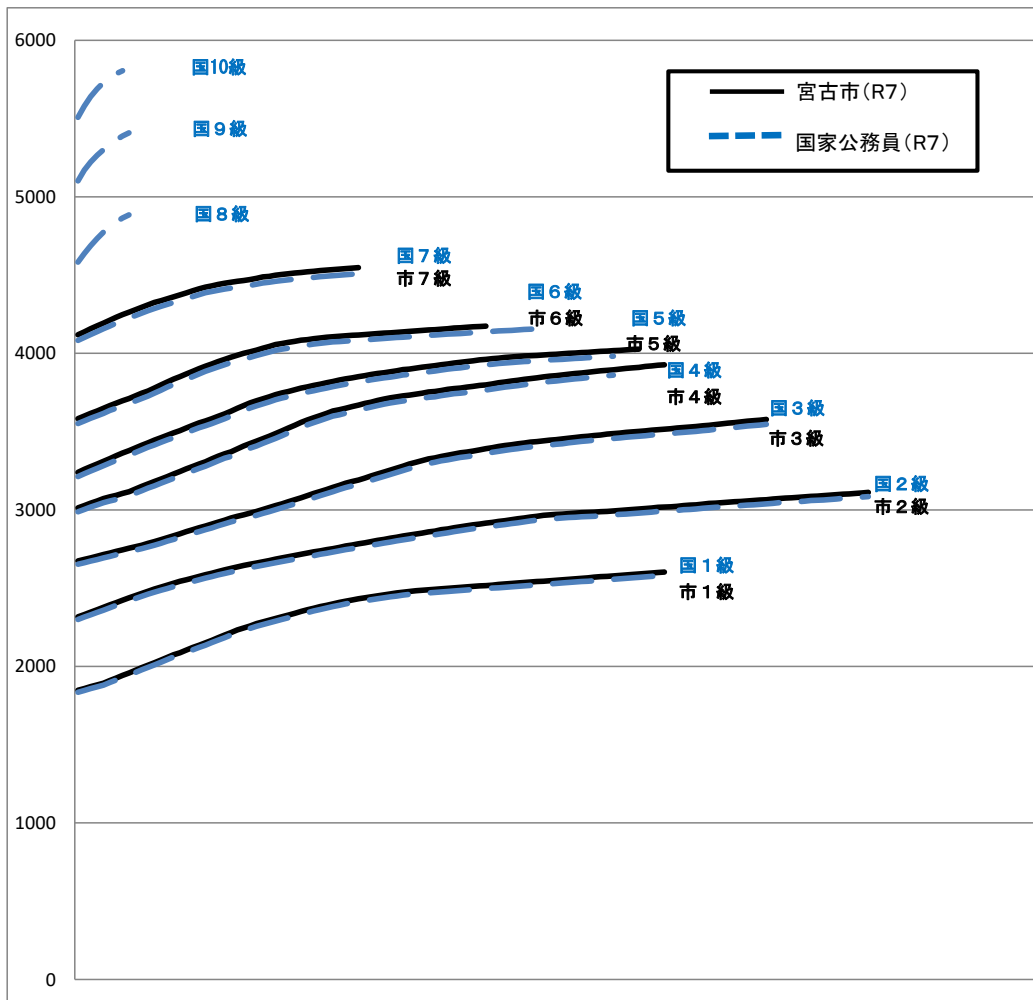
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長	12 人	3.4 %	411,900 円	454,800 円
6 級	課長・主幹	36 人	10.1 %	358,300 円	417,400 円
5 級	副主幹	69 人	19.3 %	324,000 円	402,700 円
4 級	係長・主査	95 人	26.6 %	301,300 円	392,700 円
3 級	主任	73 人	20.4 %	267,400 円	357,800 円
2 級	主事	31 人	8.7 %	231,700 円	311,200 円
1 級	主事	41 人	11.5 %	184,800 円	260,300 円

- (注) 1 宮古市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宮古市	岩手県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,619 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,858 千円	-
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.500 月分 勤勉手当 2.100 月分 ( 1.400 )月分 ( 1.000 )月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.400 )月分 ( 1.000 )月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.500 月分 勤勉手当 2.100 月分 ( 1.400 )月分 ( 1.000 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%  (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) 1 ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への人事評価の活用状況

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

宮 古 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
(国を上回る割合としている場合、その理由)					
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
自己都合 勸奨・定年			—		
1人当たり平均支給額	8,385 千円	21,861 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			3,587 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			1,195,680 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都特別区	20 %	0 人	20 %
大阪市	16 %	0 人	16 %
名古屋市	12 %	0 人	12 %
福岡市	8 %	0 人	8 %
仙台市	8 %	0 人	8 %
札幌市	4 %	0 人	4 %
医師及び歯科医師	16 %	3 人	16 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		19,257 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		106,984 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		31.4 %		
手当の種類(手当数)		13		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
税務手当	税務担当職員	市税の賦課・徴収業務	828 千円	月額 2,200円
防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症等の病原体等への防疫作業	0 千円	日額 420円
社会福祉業務手当	福祉事務所の現業を行う職員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司	ケースワーカーの業務	1,244 千円	月額 6,500円
社会福祉施設勤務手当	保育所、児童館に勤務する職員	児童の養護に関する業務	1,816 千円	月額 2,100円
医師手当	診療所の医師、歯科医師	診療、検診、病理、細菌の検査等の業務	8,640 千円	月額 所長 240,000円 副所長 150,000円
夜間看護等手当	診療所に勤務する看護師、准看護師等	深夜の看護業務	0 千円	1回につき 4時間以上 3,550円 2時間～4時間未満 3,100円 2時間未満 2,150円
医学研究手当	診療所の医師、歯科医師	医事に関する調査及び試験研究業務	5,740 千円	月額 医師 500,000円以内 歯科医師 150,000円以内
往診手当	診療所に勤務する医師、看護師、介助者	往診業務	400 千円	医師 往診料の50/100 看護師、介助者 往診料の10/100
死体処理手当	福祉事務所の現業を行う職員、感染症の防疫に従事する職員、診療所の看護師、補助者	行旅死亡人、感染症等による死亡者の処理、診療所等での死亡者の処置業務	0 千円	1体につき 行旅死亡人、感染症等の死亡者の処理 1,700円 診療所等での死体の処置 1,500円
特殊自動車運転手当	運転技士	特殊自動車の運転業務	80 千円	日額 作業時間3時間以上 250円 作業時間3時間未満 125円
滞納処分従事手当	税務担当職員	市税の滞納処分業務	79 千円	1件につき 330円
用地買収交渉手当	右記業務に従事した職員	用地買収のための交渉業務	4 千円	日額 180円
保健業務手当	保健師、看護師、准看護師	保健、予防業務	426 千円	月額 1,200円

※実績については派遣職員への支給分を除き計算したものである。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	259,271 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	484 千円
支給実績(令和5年度決算)	230,089 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	429 千円

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

※実績については派遣職員への支給分を除き計算したものである。

(6) 寒冷地手当(令和7年4月1日)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額(月額)
		0 円
		0 円
		0 円
		0 円
		0 円
		0 円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

(7) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額3,000円 2 子 1人につき月額11,500円 3 父母等 1人につき月額6,500円  *16歳から22歳までの子には、5,000円が加算される。	同じ	—	54,277 千円	225,214 円
住居手当	借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じ月額27,000円まで	異なる	国: 家賃が月額16,000円を超える場合に、月額28,000円まで	31,059 千円	274,859 円
通勤手当	1 交通機関等利用者運賃等に応じ月額150,000円まで 2 自家用車等利用者通勤距離に応じ月額51,500円まで	異なる	自家用車等利用職員の通勤距離区分と支給額	41,241 千円	94,157 円
宿日直手当	宿日直1回につき 医師 21,000円 医師以外の診療所勤務職員 5,300円 その他の職員 4,400円	同じ	—	2,460 千円	8,570 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の135/100	異なる	国: 勤務1時間当たりの給与額の算定に、初任給調整手当、月額で定められる特殊勤務手当を含まない。	5,300 千円	41,732 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、夜間に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	—	7,826 千円	2,609 円
管理職手当	部長 62,100円 課長 49,100円 診療所長、同副所長 58,300円 ~68,400円		国: 俸給の特別調整額として支給	31,650 千円	632,997 円

管理職員 特別勤務手当	管理職の職員が、臨時・緊急等の必要により週休日・休日に勤務した場合 部長 7,000円 課長 6,000円	同じ	—	57 千円	18,833 円
災害派遣手当	災害応急対策、災害復旧のため、国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 1日につき3,970円～6,620円			0 千円	0 円
初任給調整手当	医師、歯科医師として新たに採用された職員に対して支給 月額416,600円以内	異なる	国： 医療(一)の 適用者以外 も対象となりうる	9,929 千円	3,309,800 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給 月額30,000円(交通距離により加算有り)	異なる	国： 採用時にも 支給可能	0 千円	0 円

※災害派遣手当を除く実績については派遣職員への支給分を除き計算したものである。

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市区町村長	830,000 円 ( — 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額 989,000 円/ 384,500 円	
	副 市 長	670,000 円 ( — 円 )	816,000 円/ 594,000 円	
報 酬	議 長	401,000 円 ( — 円 )	580,000 円/ 332,000 円	
	副 議 長	339,000 円 ( — 円 )	510,000 円/ 295,000 円	
	議 員	320,000 円 ( — 円 )	480,000 円/ 270,000 円	
期 末 手 当	市区町村長 副 市 長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.45 月分		
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式) 給料月額×40.38/100×在職月数	(1期の手当額) 16,087,392円	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	給料月額×23.28/100×在職月数	7,486,848円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

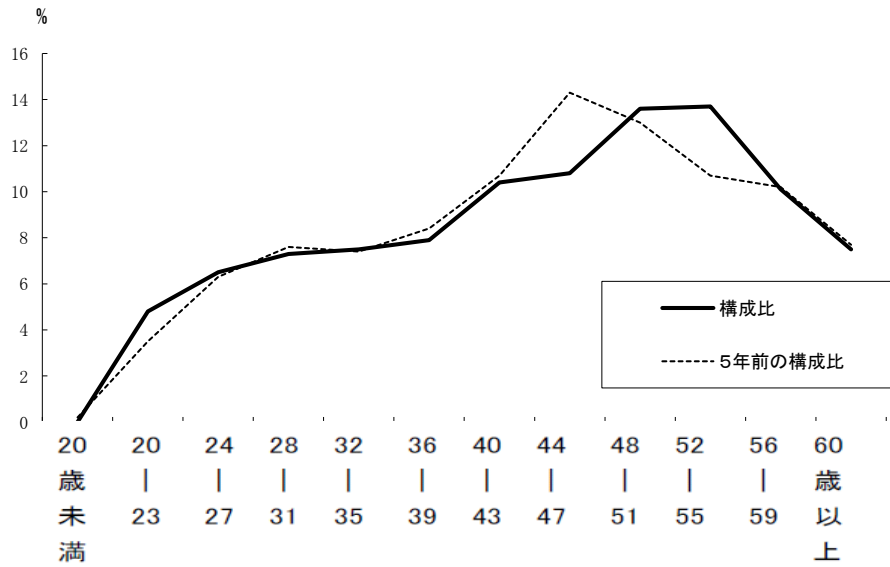
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	議会	6	6	0	職員配置見直しによる減  農政部門、漁港部門強化による増 組織再編による減 系の統合による減 福祉事務所体制強化による増 保健センター体制強化による増
	総務	136	132	-4	
	税務	30	30	0	
	労働	0	0	0	
	農水	32	35	3	
	商工	32	29	-3	
	土木	65	63	-2	
民生	122	124	2		
衛生	39	41	2		
	計	462	460	-2	<参考> 人口1万当たり職員数 100.81 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 75.22 人)
	教育部門	64	65	1	職員配置見直しによる増
	消防部門	0	0	0	
	小 計	526	525	-1	<参考> 人口1万当たり職員数 115.05 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 93.64 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	22	23	1	職員配置見直しによる増 職員配置見直しによる減
	水道	23	24	1	
	下水道	10	9	-1	
	その他	25	23	-2	
	小 計	80	79	-1	
合 計		606	604	-2	<参考> 人口1万当たり職員数 132.36 人
		[ 695 ]	[ 695 ]	[ 0 ]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	29	39	44	45	48	63	65	82	83	61	45	604

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	令和2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	454	453	463	457	462	460	6	1.3
教育	68	65	62	65	64	65	▲3	(▲4.4%)
消防								
普通会計	522	518	525	522	526	525	3	0.6
公営企業等会計	85	85	85	81	80	79	▲6	(▲7.1%)
総合計	607	603	610	603	606	604	▲3	(▲0.5%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 平成27年より教育長は含まない。  
 3 平成21年は宮古市、旧川井村の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 2,226,226	千円 385,695	千円 158,677	% 7.1	% 7.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 24	千円 98,830	千円 20,033	千円 39,814	千円 158,677	千円 6,612	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。  
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

##### イ 特記事項

- 平成20年4月1日より公共下水道事業の公営企業化等により上下水道部と水道事業所が統合し、新しい上下水道部組織となりました。
- 平成22年1月1日、川井村を編入合併

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	51.7 歳	355,400 円	575,471 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
事業者	- 歳	-	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		宮古市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和6年度)	1,669 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度)	1,619 千円
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	2.500 月分 ( 1.400 )月分	期末手当	2.500 月分 ( 1.400 )月分
勤勉手当	2.100 月分 ( 1.000 )月分	勤勉手当	2.100 月分 ( 1.000 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

水道事業			宮古市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	20,427 千円	1人当たり平均支給額	8,385 千円	21,861 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

- 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

該当手当なし

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		155 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		31,010 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		20.8 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
滞納処分手当	右記業務に従事した職員	給水の停水処分、滞納料金の徴収業務	107 千円	1件 330円
劇薬物取扱手当	右記業務に従事した職員	劇薬物を取り扱う業務	48 千円	1日 200円
用地買収交渉手当	右記業務に従事した職員	用地買収のための交渉業務	0 千円	日額 180円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	11,786 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	561 千円
支給実績(令和5年度決算)	7,460 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	355 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額3,000円 2 子 1人につき月額11,500円 3 父母等 1人につき月額6,500円 *16歳から22歳までの子には、5,000円が加算される。	同じ	—	3,236 千円	170,319 円
住居手当	借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じ月額27,000円まで	同じ	—	1,296 千円	324,000 円
通勤手当	1 交通機関等利用者運賃等に応じ月額150,000円まで 2 自家用車等利用者通勤距離に応じ月額51,500円まで	同じ	—	2,213 千円	105,357 円
宿日直手当	宿日直1回につき 4,400円	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当 (再掲)	休日に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の 135/100	同じ	—	221 千円	18,455 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、夜間に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の 25/100	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	部長 62,100円 課長 49,100円	同じ	—	1,924 千円	641,200 円
管理職員 特別勤務手当	管理職の職員が、臨時・緊急等の必要により週休日・休日に勤務した場合 部長 7,000円 課長 6,000円	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給 月額30,000円(交通距離により加算有り)	同じ	—	0 千円	0 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 2,444,432	千円 115,634	千円 54,235	% 2.2	% 2.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 9	千円 34,897	千円 6,033	千円 13,305	千円 54,235	千円 6,026	千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

- 平成20年4月1日より公共下水道事業の公営企業化等により上下水道部と水道事業所が統合し、新しい上下水道部組織となりました。
- 平成22年1月1日、川井村を編入合併

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	47.7 歳	330,400 円	526,586 円
団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円
事業者	- 歳	-	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業		宮古市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,343 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,619 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当 2.500 月分 ( 1.400 )月分	勤勉手当 2.100 月分 ( 1.000 )月分	期末手当 2.500 月分 ( 1.400 )月分	勤勉手当 2.100 月分 ( 1.000 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

下水道事業			宮古市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額 14,742 千円 18,511 千円			1人当たり平均支給額 8,385 千円 21,861 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

- 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

該当手当なし

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		— %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
滞納処分手当	右記業務に従事した職員	給水の停水処分、滞納料金の徴収業務	0 千円	1件 330円
劇薬物取扱手当	右記業務に従事した職員	劇薬物を取り扱う業務	0 千円	1日 200円
用地買収交渉手当	右記業務に従事した職員	用地買収のための交渉業務	0 千円	日額 180円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	3,749 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	417 千円
支給実績(令和5年度決算)	3,545 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	394 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額3,000円 2 子 1人につき月額11,500円 3 父母等 1人につき月額6,500円  *16歳から22歳までの子には、5,000円が加算される。	同じ	—	659 千円	131,700 円
住居手当	借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じ月額27,000円まで	同じ	—	990 千円	247,500 円
通勤手当	1 交通機関等利用者運賃等に応じ月額150,000円まで 2 自家用車等利用者通勤距離に応じ月額51,500円まで	同じ	—	559 千円	62,078 円
宿日直手当	宿日直1回につき 4,400円	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当 (再掲)	休日に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の 135/100	同じ	—	105 千円	21,004 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、夜間に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の 25/100	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	部長 62,100円 課長 49,100円	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職の職員が、臨時・緊急等の必要により週休日・休日に勤務した場合 部長 7,000円 課長 6,000円	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給 月額30,000円(交通距離により加算有り)	同じ	—	0 千円	0 円